

件名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第10号） （平成25年4月26日公布、同年5月26日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>公職選挙法の一部改正（インターネット選挙運動の解禁等）により、選挙運動のために使用することができる掲示物として「屋内の演説会場内において掲示する映写等の類」が追加されたことに伴い条項ずれが生じたため、同条項を引用している規定整備を行う（法第143条第1項第4号の2関係）。</p> <p>愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（抜粋） （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のビラ（愛媛県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（愛媛県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第143条第1項第4号の3</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律の概要</p> <p>公職選挙法は、選挙の公正を確保するため種々の規制を設けており、インターネット等を利用した選挙運動用文書図画の頒布についても禁止されていたが、政見や個人演説会の案内、演説や活動の様子を撮影した動画など、選挙に関し必要な情報を随時ウェブサイトや電子メール等で提供することができるよう改正された。</p> <p>あわせて、聴覚障害者の参政権保障という観点からの要望が強く、候補者の政見をよりわかりやすく伝えるための手段として、屋内の演説会場内における映写が解禁されたほか、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁等も行われた。</p> <p>この改正は、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される国政・地方選挙に適用される。</p>	